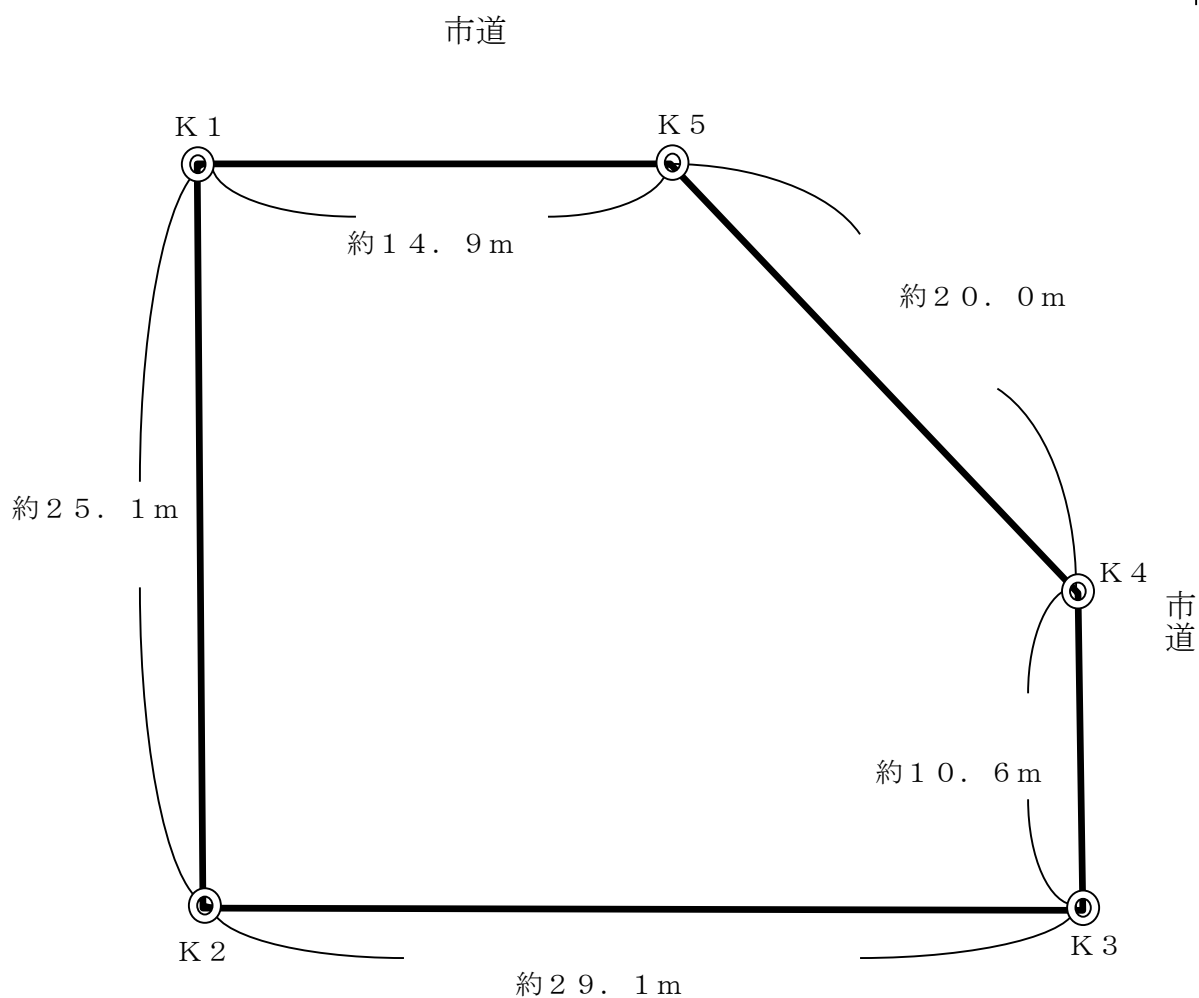
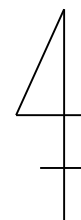


仕 様 書

所 在 地	名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番
貸付面積	6 2 2 . 8 4 m ²
貸付期間	令和 9 年 5 月 1 日から令和 1 4 年 4 月 3 0 日まで
現 況	平面駐車場の用途として民間業者に貸付中 (令和 9 年 4 月 3 0 日まで)
用途	市街化区域 商業地域
貸付条件	① 貸付面積は、登記簿上の面積である。 ② 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事については、貸付期間内で行うこと。工事の際は、敷地の境界杭を損壊しないよう十分に注意すること。 ③ 貸付開始時の工作物等の設置状況及び貸付期間終了後における原状回復の方法等については、愛知県と事前に協議・確認すること。 なお、現在の貸付契約では、既存工作物等は愛知県が残置を認めるものを除き令和 9 年 4 月 3 0 日までに撤去する内容となっている。 ④ 粉塵等の飛散防止のため敷地全面にアスファルト舗装を施工した状態で、平面駐車場とすること。アスファルト舗装工事等に要する期間も貸付期間に含むものとする。再舗装を施工する際には、境界杭を損壊しないこと。 ⑤ 道路や隣接地などへの駐車車両の飛び出しや、はみ出しを防ぐため、標識や車止め等の必要な措置を講ずること。 ⑥ 駐車場からの雨水等排水について、周辺施設の維持管理上支障がないよう必要な措置を講ずること。 ⑦ 接面道路への乗入れ口については、道路管理者等と協議の上、設置すること。 ⑧ 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給事業者から直接供給を受けること。なお、供給及び工作物の設置・撤去のための工事等は、貸付期間内で行うこと。 ⑨ 看板等を設置する場合は、道路や隣接地へ許可を受けることなく越境することのないよう十分留意すること。 ⑩ 各種工事施工、設備設置等に係る法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。 ⑪ 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事の着手前に周辺の住民・土地の所有者・管理者等に対し周知を漏れなく行うとともに、工事の際の騒音、振動、粉塵の発生等により周辺の住民・土地の所有者・管理者等の迷惑とならないよう十分配慮して行うこと。 ⑫ 駐車場内の環境美化に努めること。また、駐車車両による光害、騒音及び排気ガス対策など、近隣に迷惑をかけない運営を行うこと。 貸付期間内に愛知県から運営に関する改善等について指摘があった場合には速やかに必要な措置を講ずること。

図面



【参考事項】

- ・ 広告物掲出において、屋外広告物条例に定める手続きが、必要となる場合があります。
- ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ・ 越境物等についても現況有姿での貸付けとなります。
- ・ 工作物等の撤去が必要な場合は、愛知県と協議の上、借受人の負担において撤去及び原状回復を行うこととなります。

現在設置されている県有でない工作物（令和８年８月１０日時点）

種類	数量
車室表示ライン	２４基
車止め	２４基
I バリカー	３基
精算機	１台
中継電源BOX	１台
ナンバー認証ポール	２４基
カメラ	４台
ナンバー認証ポール中継HUB	一式
場内カメラLAN	一式
場内照明	２基
テント	１台
P看板	２基
満空灯	２基
案内看板	１枚
規約看板	１枚
一次電源	一式
NTT引込	一式
自販機	３台
ミラー	２基
INの看板	１枚
排ガス防止波板	１基
前向き駐車看板	７枚
支柱及び電源設備	１基

※ 上記工作物等（現在の貸付期間である令和９年４月３０日までに追加で工作物等が設置された場合は当該工作物等を含む。）については、契約上、現在の貸付先が令和９年４月３０日までに撤去を行う予定です（愛知県が残置を認める場合を除く。）。

※ なお、アスファルト舗装及びフェンスについては、県有工作物のため残置した上で、本件入札に係る貸付対象となります。

現況写真（撮影令和8年8月10日）



貸付開始前の写真（撮影平成24年4月5日）

